



運 営 要 項

SOTOHISUMI CROSS 規約第 5 条第 3 項に基づく運営要項

確定版

施行日 2026 年 10 月 11 日

発行 SOTOHISUMI CROSS

代表 今本 誠和

石川県かほく市外日角二 72-3

事務局 担当 今本 誠和 電話 090-1638-5444 メール sotohisumi.kouminkan@gmail.com

第1条（目的及び位置づけ）

- 1 CROSS DIVE（以下「DIVE」という。）は、SOTOHISUMI CROSS（以下「本会」という。）の事業実施を支える学生チームである。
- 2 DIVE は本会から独立した団体ではなく、活動に関する対外的な責任は本会が負う。
- 3 DIVE は「飛び込めば世界が変わる。」を合言葉に、学生が地域の活動へ主体的に関わり、新しいつながりと活動を生み出すことを目的とする。
- 4 本要項において「CROSS STAFF」とは、本会の成人ボランティアにより構成されるチームをいう。

第2条（活動内容）

- 1 本会の各事業（CROSS TABLE ほか）の準備、当日運営及び片付けへの参加
- 2 学生自身が発案する企画の立案及び実施
- 3 活動の記録及び広報への協力
- 4 地域の行事その他の活動への協力

第3条（ステージ）

- 1 DIVE は、活動への関わり方に応じて次のステージを置く。ステージは年齢又は学年によらず、担う役割によって定める。

ステージ	関わり方
CORE（コア）	活動全体の設計及び決定を担い、外部との窓口となる
CREW（クルー）	定例の活動に継続して参加し、担当を分担して企画を実行する
FREE（フリー）	参加できる日の活動に加わり、準備・当日を補助し、企画を提案する
SATELLITE	県外から企画に参加し、オンラインでの協力、遠隔での広報・制作を行う

- 2 SATELLITE は、CORE、CREW 及び FREE の上位又は下位に位置するものではなく、活動地から離れた場所で参加する形態をいう。
- 3 ステージは身分の上下を意味せず、担う役割の範囲を示すものである。
- 4 各ステージの人数に上限は設けない。ただし、一回の活動に参加できる人数は、会場の広さ及び CROSS STAFF の体制に応じて、その都度定める。

第4条（役職）

- 1 各ステージに置く役職は、次のとおりとする。

ステージ	役職
CORE	代表1名、副代表若干名、会計1名、メンバー
CREW	リーダー、副リーダー、メンバー
FREE	メンバー
SATELLITE	代表1名、副代表若干名、メンバー

- 2 CORE の代表、副代表及び会計は、CROSS STAFF が決定する。
- 3 CREW のリーダー及び副リーダーは、企画ごとに CORE が指名する。CREW から立てられないときは、CORE のいずれかが兼務する。

- 4 DIVE を代表して外部と約束することができるのは、CORE 代表とする。SATELLITE 代表は、当該サテライトの活動について責任を負う。対外的な表記は「CROSS DIVE 代表」「SATELLITE 代表」とし、単に「代表」と表記しない。
- 5 CORE 会計は、現金の保管を行わない。企画予算の見積り、立替の取りまとめ及び CROSS STAFF への支出申請を担う。
- 6 役職の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 7 CORE 代表は、任期終了までに活動記録、連絡先一覧及び進行中の企画を後任へ引き継ぐ。
- 8 CORE 代表は、本会の運営委員会に出席する。
- 9 メンバーの呼称は、常にステージ名を冠し、「CORE メンバー」「FREE メンバー」等と表記する。

第5条（ステージの移行）

- 1 ステージの移行は、本人の申告により行う。本人の申告によらない移行は行わない。
- 2 申告の受付は年4回とし、4月・7月・10月・1月に行う。
- 3 申告があったときは、CROSS STAFF が本人と面談を行う。
- 4 面談を経て、CORE 代表及び副代表が承認したときに、移行が確定する。
- 5 承認しないときは、CROSS STAFF が理由を本人に直接伝える。この場合、再度の申告は、3か月を経過した後の受付回から行うことができる。
- 6 SATELLITE への移行も、本人の申告による。県外への転居その他の事情により自動的に SATELLITE となることはない。
- 7 関わりを軽くする方向の移行及び活動の休止は、本人の申出により、受付回を待たずに行うことができる。受験、就職活動、体調、家庭の事情による場合を含み、理由を問わない。

第6条（入会及び退会）

- 1 入会を希望する者は、参加申込書及び誓約書を提出する。
- 2 未成年者は、保護者同意書を併せて提出する。
- 3 入会時のステージは、原則として FREE とする。
- 4 退会は、本人又は保護者の申出により、いつでも行うことができる。理由を問わない。

第7条（決定できる範囲）

- 1 DIVE が自ら決定できる事項は、次のとおりとする。
 - ・企画の内容及び進め方
 - ・当日の役割分担
 - ・活動の記録方法
- 2 次の事項は、あらかじめ本会の運営委員会又は CROSS STAFF の承認を要する。
 - ・金銭の支出及び物品の購入
 - ・外部の団体、企業、学校との約束及び依頼
 - ・対外的な広報、SNS 投稿、取材対応
 - ・個人情報を取り扱う行為
 - ・開催日時、場所、対象の変更

第8条（活動日時）

- 1 活動時間は原則として22時までとする。ただし、中学生については21時までとする。
- 2 定期試験期間その他学業上必要な時期は、活動を求めない。

- 3 学校の規則により校外活動の届出等が必要な場合は、これに従う。

第9条（安全確保のための基本ルール）

- 1 活動には、CROSS STAFF が常時1名以上同席する。
- 2 CROSS STAFF と学生、又は学生同士が、一対一かつ他者の目の届かない状態になることを避ける。
- 3 活動場所への往復の送迎については、第10条による。
- 4 体調不良、けが、けんか、その他の異変を認めたときは、自己判断で対応せず、直ちに CROSS STAFF に伝える。
- 5 前各項は、メンバーを疑うための規定ではなく、疑われる状況そのものを作らないことによってメンバーを守るための規定である。

第10条（送迎）

- 1 活動場所への往復の送迎は、原則として各自の保護者が行う。
- 2 前項によることが困難な場合に限り、DIVE のメンバーによる送迎を行うことができる。この場合、送迎する者及び送迎される者の双方について、未成年者にあつては保護者の同意を得なければならない。
- 3 前項の送迎を行う者は、次のすべてを満たすものとする。
 - ・有効な普通自動車運転免許を有していること。
 - ・運転する車両が、対人賠償を無制限とする任意保険及び対物賠償保険に加入しており、かつ運転者年齢条件その他の条件により当該運転者が補償の対象となっていること。
 - ・当日、飲酒、薬の影響、著しい疲労その他運転に支障のある状態にないこと。
- 4 二輪車及び原動機付自転車への同乗並びに自転車の二人乗りによる送迎は、行わない。
- 5 送迎を行うときは、あらかじめ CROSS STAFF に運転者、同乗者及び経路を届け出て、活動記録簿に記録する。
- 6 送迎に係る費用は、実費を超えて授受しない。
- 7 本会の事業に参加する子ども等の送迎は、DIVE のメンバーが行わない。
- 8 本条の同意は、事故が生じた場合の責任を免れさせるものではない。運転する者及びその保護者は、この点を理解したうえで同意するものとする。

第11条（連絡手段）

- 1 DIVE の連絡は、CROSS STAFF が参加する団体の連絡グループで行う。
- 2 活動に関する連絡を、個人の SNS アカウント又は個人の連絡先で個別に行わない。
- 3 メンバー間で個人的な連絡先を交換することを禁じるものではないが、活動上の指示、依頼、相談はグループで行う。
- 4 SATELLITE との連絡も、同じ連絡グループ又はオンライン会議により行う。

第12条（守秘義務）

- 1 メンバーは、活動を通じて知り得た利用者及びその家庭に関する情報を、家族、友人、学校の関係者を含め、他に漏らしてはならない。DIVE を離れた後も同様とする。
- 2 利用者が同じ学校又は近隣に居住する場合があることに留意し、活動の場で見聞きしたことを外で話題にしない。
- 3 判断に迷う場合は、話す前に CROSS STAFF に相談する。

第13条（記録及び広報）

- 1 活動ごとに、日時、参加者、内容、気づいた点を活動記録簿に記録する。

- 2 写真の撮影及び掲載は、次による。
 - ・利用者は原則として撮影及び掲載の対象としない。掲載する場合は、本人及び保護者から個別に同意を得る。
 - ・メンバーの写真の掲載は、参加申込時の意思表示に従う。
 - ・投稿前に必ず CROSS STAFF の確認を受ける。
- 3 DIVE のロゴ及びキャッチフレーズは、本会のロゴ運用ルールに従い、構成を変更しない。

第 14 条（保険）

- 1 本会は、活動開始前にボランティア活動保険等に参加する。
- 2 保険の加入手続きが完了する前に活動を行わない。
- 3 加入状況は、年度ごとに確認する。

第 15 条（金銭）

- 1 メンバーは、原則として活動に係る現金を取り扱わない。
- 2 やむを得ず立替えを行う場合は、事前に承認を得て、領収書を提出する。
- 3 参加費、寄付金等の受領は、CROSS STAFF が行う。

第 16 条（事故及び緊急時の対応）

- 1 事故、けが、体調不良、災害が発生した場合は、CROSS STAFF の指示に従い、安全確保を最優先とする。
- 2 CROSS STAFF は、速やかに本会代表及び保護者へ連絡する。
- 3 発生した事案は、軽微なものを含め活動記録簿に記録し、運営委員会に報告する。

第 17 条（証明書の発行）

- 1 本会は、本人の申出により、所属証明書及び参加証明書を発行することができる。
- 2 証明書は、活動記録簿の記載に基づいてのみ発行する。記載と異なる内容による発行は、理由を問わず行わない。
- 3 発行した証明書は、番号を付し、控えを保管する。

第 18 条（参加の中止）

本要項に反する行為があり、注意しても改まらない場合、又は他の参加者の安全が確保できない場合は、本会代表が参加の中止を求めることができる。この場合、本人及び保護者に理由を説明する。

第 19 条（改廃）

本要項の改廃は、本会の運営委員会の議決による。

附則

本要項は、2026 年 10 月 11 日から施行する。